

三島村しおかぜ留学制度実施要綱

平成 9 年 2 月 1 0 日
教 委 要 綱 第 1 号

1 目 的

この制度は、三島村内各小学校・中学校に入学又は転学を希望する児童・生徒に対し、各校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という。）の協力を得て、受入れを実施し、豊かな自然の中で相互の教育効果の向上を図るとともに、学校の活性化と教育の振興充実を図ることを目的とする。

2 募集基準

この制度により受け入れる児童・生徒は、次のとおりとし、三島村しおかぜ留学制度実施委員会（以下「実施委員会」という。）が面接の上決定する。

- (1) 地域の環境を理解し、就学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな思い出と創造により、第二のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 三島村の無垢の大自然の中でのびのびとはね回り、勉強を希望する児童・生徒
- (4) 小学校 4 年生から 6 年生まで及び中学校 1 年生から 3 年生までの児童・生徒

3 期 間

期間は 1 年とし、継続も認める。

4 契約事項

この制度に適合し、受入れを決定された実親及び児童・生徒は、次の事項を履行するものとする。

- (1) 留学生は村内に住民登録をすること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 実施委員会立合いの上で、里親との契約を締結すること。
- (4) 衣装・寝具は持参すること。
- (5) 期間中はなるべく子どもには電話をしないこと。

5 経 費

物価その他を考慮して、実施委員会が額を決定する。

- (1) 委託料（食料費）は、当分の間月額 9 万円とする。その内訳は、実親が月額 2 万 5 千円、村委託料が月額 6 万 5 千円とし、それぞれ毎前月 25 日までに里親に納入すること。
- (2) 児童生徒の不登校時または、年度途中の契約の解除及び契約の締結があった場合には、

月

額委託料の日割り計算をもって対処すること。

- (3) 給食費 月額小学校 3,200 円、中学校 3,500 円は実親負担とし、毎前月 25 日までに各学校に納入すること。（各学校の PTA 会費は里親負担とする。）
- (4) 学校教材費・医療費・学用品費・衣料費・遊具類費・通信費・旅行費・特別活動費（スポーツ少年団・その他の教育活動に係る費用）等の費用及び小遣い等、留学児童生徒にかかわる経費は実親の負担とする。

6 里親とその義務

この制度を理解し、積極的に支援する意志のある家庭の中から、実施委員会が里親として委嘱する。

里親は実親とよく連携を取り、児童・生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。

7 事故発生時の処置

- (1) 病気又は何らかの事故が発生したときは、その実情に応じ里親が適切な処置をとる。
- (2) 遅滞なく実親に連絡し、指示を受けるとともに、実施委員会に連絡する。
- (3) 必要に応じ、実施委員会が立ち合い、又は協議して善処する。

8 帰 省

長期間の休みについては帰省するものとし、実家までの往復は実親又は実親の委任を受けた者が引率して行うものとする。ただし、児童、生徒、実親及び里親の話し合いによって滞在することもできる。

9 解 約

次の事項に該当する場合は、実親・里親及び実施委員会の三者で協議して解約することができる。

- (1) 児童・生徒の問題行動等により指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情等により解約希望が生じたとき。

10 その他

この要綱に定めるもののほかは、実親、里親及び実施委員会が協議して善処解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成9年2月20日から施行し、平成9年度予算に係るものから適用する。

平成19年4月1日募集学年・実親負担委託料等の改正。

平成23年4月1日実親負担委託料等の改正。

平成26年4月1日実親負担委託料等の改正。